

社会福祉法人北海道光生会定款

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 福祉型障害児入所施設(美唄学園)の経営
- (ロ) 障害者支援施設(爽やかネットワーク)の経営
- (ハ) 障害者支援施設(ライフサポート美唄)の経営
- (二) 障害者支援施設(美唄光生園)の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業(爽やかネットワーク日中活動支援グループ)の経営
- (ロ) 障害福祉サービス事業(爽やかネットワーク地域生活支援グループ(共同生活援助))の経営
- (ハ) 障害福祉サービス事業(ライフサポート美唄(共同生活援助))の経営
- (二) 障害福祉サービス事業(美唄学園、ライフサポート美唄、美唄光生園、爽やかネットワーク(短期入所))の経営
- (ホ) 障害福祉サービス事業(サポートステーション・ステップ)の経営
- (ヘ) 障害福祉サービス事業(南美唄福祉工場)の経営
- (ト) 指定放課後等デイサービス(美唄学園)の経営

(名 称)

第二条 この法人は、社会福祉法人北海道光生会という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を、北海道美唄市東7条南2丁目1番1号に置く。

第二章 役員及び職員

(役員の数)

第五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 九名
 - (2) 監事 二名
2. 理事のうち一名は、理事の互選により、理事長となる。
 3. 理事長は、この法人を代表する。
 4. 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち一名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

（役員任期）

第六条 役員任期は二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることができる。
3. 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

（役員選任等）

第七条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

2. 法人に理事たる専務理事及び常務理事を置くことができ、これらは理事の中から理事長が指名する。
3. 監事は、評議員会において選任する。
4. 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

（役員報酬等）

第八条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（理事会）

第九条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長及び専務理事、常務理事、施設長（管理者）がその職務権限に基づき専決し、これを理事会に報告する。

2. 理事会は、理事長がこれを招集する。
3. 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。
4. 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
5. 理事会は、理事総数の三分の二以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
6. 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
7. 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
8. 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
9. 議長及び理事会において選任した理事二名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

（理事長職務の代理）

第一〇条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2. 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

（監事による監査）

第一一条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2. 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び北海道知事に報告するものとする。

3. 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会、評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職 員)

第一二条 この法人に、職員若干名を置く。

2. この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
3. 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第三章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第一三条 評議員会は、一九名の評議員をもって組織する。

2. 評議員会は、理事長が招集する。
3. 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二〇日以内に、これを招集しなければならない。
4. 評議員会に議長を置く。
5. 議長は、その都度評議員の互選で定める。
6. 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
7. 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
8. 評議員会の決議において、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
9. 議長及び評議員会において選任した評議員二名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
10. 評議員の報酬については、勤務実態に即し支給することとし、評議員の地位にあることのみによって、支給しない。

(評議員会の権限)

第一四条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散(合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。)
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
2. 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として評議員会の意見を聴かななければならない。

(同 前)

第一五条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第一六条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を得て、理事長がこれを委嘱する。

2. 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が三名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第一七条 評議員の任期は二年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 評議員は、再任されることができる。

第四章 資産及び会計

(資産の区分)

第一八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産の三種とする。

2. 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 現金 1,000,000 円
- (2) 北海道美唄市字カーウシュナイ 669 番 4、35、36 所在の障害者支援施設美唄光生園敷地 3 筆
(延面積 37,159.23 平方米)
- (3) 北海道美唄市東 7 条南 2 丁目 1954 番地 2 所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺、平家建、障害者支援施設ライフサポート美唄寄宿舍 2 棟
(延面積 1,439.33 平方米)
- (4) 北海道美唄市東 7 条南 2 丁目 1954 番地 3、2 所在のコンクリートブロック造、亜鉛メッキ鋼板葺平家建、一部 2 階建、障害者支援施設爽やかネットワーク事務所・居住棟 2 棟
(延面積 1,341.08 平方米)
- (5) 北海道美唄市字カーウシュナイ 669 番地 35 所在のコンクリートブロック・鉄骨・木造亜鉛メッキ鋼板葺廊下付平家建、障害者支援施設美唄光生園々舎・体育館 1 棟
(面積 1,955.13 平方米)
- (6) 北海道美唄市東 7 条南 2 丁目 1954 番地 2、3 所在のコンクリートブロック造、亜鉛メッキ鋼板葺、2 階建、障害者支援施設ライフサポート美唄管理棟・生活棟 2 棟
(延面積 2,130.06 平方米)
- (7) 北海道美唄市東 7 条南 2 丁目 1954 番地 2 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺、平家建、障害者支援施設ライフサポート美唄作業棟 1 棟
(延面積 218.62 平方米)
- (8) 北海道美唄市字カーウシュナイ 669 番地 36、同番地 35 所在の鉄筋コンクリート造、亜鉛メッキ鋼板葺、2 階建、障害者支援施設美唄光生園々舎 1 棟
(延面積 699.56 平方米)
- (9) 北海道美唄市字美唄 1718 番地 194、北海道美唄市字一の沢 3451 番地 4 所在の鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建、障害福祉サービス事業所南美唄福祉工場々舎 1 棟
(延面積 1,671.61 平方米)
- (10) 北海道美唄市字一の沢 3451 番 4、北海道美唄市字美唄 1718 番 194、200 所在の障害福祉サービス事業所南美唄福祉工場敷地 3 筆
(延面積 6,386.77 平方米)
- (11) 北海道美唄市東七条南二丁目 1954 番地 2 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺、2 階建、障害者支援施設ライフサポート美唄寄宿舍 1 棟
(延面積 229.37 平方米)
- (12) 北海道美唄市字美唄 1718 番地 200、1718 番地 194、北海道美唄市字一の沢 3451 番地 4 所在の鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺平家建、社会福祉法人北海道光生会作業訓練棟 1 棟
(面積 1,099.97 平方米)
- (13) 北海道美唄市字美唄 1718 番地 200 所在のブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、社会福祉法人北海道光生会物品庫 1 棟
(面積 19.44 平方米)
- (14) 北海道美唄市字美唄 1718 番地 14、1718 番地 194 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、社会福祉法人北海道光生会倉庫 1 棟
(面積 222.48 平方米)
- (15) 北海道美唄市字美唄 1718 番地 194 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、社会福祉法人北海道光生会物品庫 1 棟
(面積 77.31 平方米)

- (16) 美唄市西 3 条南 2 丁目 1268 番 34 所在地の障害福祉サービス事業所サポートステーション・ステップ敷地 (面積 724.50 平方米)
- (17) 美唄市西 3 条南 2 丁目 1268 番地 34 所在の鉄骨陸屋根 2 階建、サポートステーションステップ事務所・作業所 1 棟 (延面積 421.00 平方米)
- (18) 美唄市西 3 条南 2 丁目 1268 番地 34 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、サポートステーション・ステップ作業所 1 棟 (面積 43.88 平方米)
- (19) 美唄市東 7 条南 2 丁目 1451 番地 677 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建居宅 (面積 149.05 平方米)
- (20) 美唄市東 7 条南 2 丁目 1451 番地 667 所在地の宅地 (面積 252.27 平方米)
- (21) 美唄市東 7 条南 2 丁目 1451 番地 678 所在地畑 (面積 78 平方米)
- (22) 美唄市字カーウシュナイ 669 番地 35 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建、美唄光生園寄宿舍 1 棟 (延面積 195.14 平方米)
- (23) 北海道美唄市東 7 条南 2 丁目 1954 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建、障害者支援施設ライフサポート美唄寄宿舍 1 棟 (延面積 1,320.55 平方米)
- (24) 北海道美唄市東 7 条南 2 丁目 1954 番地 2 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建、障害者支援施設ライフサポート美唄寄宿舍 1 棟 (延面積 295.04 平方米)
- (25) 美唄市東 6 条南 1 丁目 1451 番 234、235 所在の爽やかネットワーク事務所・作業所敷地 2 筆 (延面積 2,798.86 平方米)
- (26) 美唄市東 6 条南 1 丁目 1451 番地 235、1451 番地 234 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、爽やかネットワーク事務所・作業所 1 棟 (面積 967.11 平方米)
- (27) 美唄市東 7 条南 2 丁目 1451 番 679、美唄市東 7 条南 3 丁目 1451 番 655、656 所在の福祉型障害児入所施設美唄学園敷地 3 筆 (延面積 9,940.54 平方米)
- (28) 美唄市東 7 条南 2 丁目 1 番 2 号所在の木造陸屋根平家建、障害者支援施設ライフサポート美唄浴室・洗濯棟 1 棟 (面積 269.49 平方米)
- (29) 美唄市東 6 条南 2 丁目 1451 番 694、695、696、697 所在のライフサポート美唄グループホーム敷地 4 筆 (延面積 1,633.49 平方米)
- (30) 美唄市東 6 条南 2 丁目 1451 番 466、659 所在のライフサポート美唄グループホーム敷地 2 筆 (延面積 1,997.01 平方米)
- (31) 美唄市東 7 条南 2 丁目 1451 番 679 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建、美唄学園寄宿舍 1 棟 (面積 1,837.50 平方米)
- (32) 美唄市東 7 条南 2 丁目 1451 番 679 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、美唄学園車庫 2 棟 (延面積 155.52 平方米)
- (33) 美唄市東 6 条南 2 丁目 1451 番地 697、1451 番地 696 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、ライフサポート美唄グループホーム A 棟 1 棟 (面積 253.39 平方米)
- (34) 美唄市東 6 条南 2 丁目 1451 番地 694、1451 番地 695 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、ライフサポート美唄グループホーム B 棟 1 棟 (面積 253.39 平方米)
- (35) 美唄市東 6 条南 2 丁目 1451 番地 466 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、ライフサポート美唄グループホーム C 棟 1 棟 (面積 246.77 平方米)
- (36) 美唄市東 6 条南 2 丁目 1451 番地 466 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、ライフサポート美唄グループホーム D 棟 1 棟 (面積 246.77 平方米)
- (37) 美唄市大通東 1 条北 3 丁目 1089 番 21、44 所在の爽やかネットワーク弁当製造作業場敷地 2 筆 (延面積 234.59 平方米)
- (38) 美唄市大通東 1 条北 3 丁目 1089 番地 21、1089 番地 44 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、爽やかネットワーク弁当製造作業場店舗 1 棟 (面積 135.34 平方米)
- (39) 美唄市東 3 条北 1 丁目 1082 番 26、1082 番 57、1082 番 4 所在の旭東グループホーム敷地 3 筆 (延面積 1,315.01 平方米)
- (40) 美唄市東 3 条北 1 丁目 1082 番地 4、1082 番地 57 所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建、爽やかネットワークグループホーム 1 棟 (面積 196.41 平方米)
3. 運用財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
4. 公益事業用財産は、第二六条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5. 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第一九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、北海道知事の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には北海道知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に提供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資にかかる担保に限る。）

(資産の管理)

第二〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2. 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第二一条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第二二条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(決算)

第二三条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後二月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2. 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
3. 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第二四条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第二四条の二 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第二五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第五章 公益を目的とする事業

(種 別)

第二六条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 障害者就業・生活支援センター事業
2. 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第二七条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第六章 解散及び合併

(解 散)

第二八条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第二九条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の三分の二以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第三〇条 合併しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て北海道知事の認可を受けなければならない。

第七章 定款の変更

(定款の変更)

第三一条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、北海道知事の認可(社会福祉法第四三条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2. 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

第八章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三二条 この法人の公告は、社会福祉法人北海道光生会の掲示場に掲示するとともに、官報又は法人各施設で発行する施設だより等に掲載して行う。

(施行細則)

第三三条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

付 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、成立後遅滞なくこの定款に基づき、役員
の選任を行うものとする。

理 事 長	菊 地 耀 一
理 事	佐久間 均 一
〃	森 岡 永 吾
〃	蝦 名 国 次
〃	高 畠 幾久治
〃	津 田 正 七
〃	鷺 田 孝 保
監 事	奥 山 俊 男
〃	沢 田 弥 生